

評価細目の第三者評価結果

評価対象Ⅰ 保育の理念

1 子どもの最善の利益の考慮

	第三者評価結果
I-1 理念が明文化されている。	Ⓐ・b・c
I-2 理念に基づく基本方針が明文化されている。	Ⓐ・b・c
I-3 理念や基本方針が職員に周知されている。	Ⓐ・b・c
I-4 理念や基本方針が保護者や地域の住民、関係機関等に周知されている。	Ⓐ・b・c
I-5 一人ひとりの子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	Ⓐ・b・c

評価所見

市の統一した保育理念・保育方針・保育目標が明文化され、職員全員が携帯する「保育手帳」により、朝礼時に復唱し確認している。

また、保護者等には「園だより」・「園長通信」を発行し、周知している。市職員対象の「人権講座」の参加や日々の保育の中でも一人ひとりの人格を尊重し、寄り添うことを心がけた保育を実践している。

評価対象Ⅱ 子どもの発達援助

1 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場

	第三者評価結果
Ⅱ-1 子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	Ⓐ・b・c
Ⅱ-2 食事を楽しむことができる工夫をしている。	Ⓐ・b・c
Ⅱ-3 乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	Ⓐ・b・c
Ⅱ-4 健康診断・歯科検診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	Ⓐ・b・c

評価所見

子ども一人ひとりの健康管理は「児童票」「保健計画」に基づいて行われ、日々の健康管理は「朝の受付簿」で確認を行うと共に、0才児は毎朝検温を行っている。健診は「保健計画」により実施し、結果は保護者にも報告され職員と共有されている。

食育の推進は「食育活動計画」「献立表」を基に、園で栽培した野菜を収穫して食べたり、近隣でいちご狩りをしたり、園固有の環境を有効に活用している。給食会議の他に、乳児給食打合せ会議を行い、より良い食の提供に努めている。

2 生活と発達の連続性

	第三者評価結果
II-5 子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。	Ⓐ・b・c
II-6 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	Ⓐ・b・c
II-7 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法が配慮されている。	Ⓐ・b・c
II-8 事業所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	Ⓐ・b・c

評価所見

子ども一人ひとりの家庭環境や生活リズム、発達、成長過程の違いを園全体で理解をし、情報を共有し、保育を行っている。障害児は1名いるが、「すくすくシート」を作成し、個別に保育士がつき保育が行われている。保育園の変更は、継続した保育サービスが受けられるように配慮している。

3 養護と教育の一体的展開

	第三者評価結果
II-9 保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	Ⓐ・b・c
II-10 定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	Ⓐ・b・c
II-11 指導計画を適切に作成している。	Ⓐ・b・c
II-12 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	Ⓐ・b・c
II-13 保育者の関わりや子どもの活動等について理念や方針にのっとった方法が文書化され保育が提供されている。	Ⓐ・b・c
II-14 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	Ⓐ・b・c
II-15 一人ひとりの子どもに関する保育・保育サービス実施状況の記録が適切に行われている。	Ⓐ・b・c
II-16 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	Ⓐ・b・c
II-17 一人ひとりの子どもの状況等に関する情報を職員間で共有化している。	Ⓐ・b・c
II-18 乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	Ⓐ・b・c
II-19 1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	Ⓐ・b・c
II-20 3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされているような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	Ⓐ・b・c
II-21 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されている。	Ⓐ・b・c

評価所見

市の保育理念、方針、目標を基に地域の実態や家庭環境を考慮し、職員全員が参加して保育課程を作成している。保育課程を基に、長期、短期の指導計画を作成し、生活、発達の連続性に留意し創意工夫をした保育が行われている。子どもや保護者の状況等について、入園前の面接で聞き取り、児童票の該当欄に記録をしている。保育に関する各種記録は、保育士により記録内容や書き方に差異が生じないように指導されている。記録の管理は市条例により行われている。乳児をはじめ、各年令の保育に相応しい環境が整備され、保育の方法、内容も年間指導計画、月案等により保育が行われている。子ども一人ひとりの保育に必要な情報は、毎週の朝礼の中で話し合い、共有化を図っている。

4 環境を通して行う保育

	第三者評価結果
II-22 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。	㉠・b・c
II-23 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	㉠・b・c
II-24 子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。	㉠・b・c
II-25 子どもが主体的に身近な自然や社会とかがかわれるような人的・物的環境が整備されている。	㉠・b・c
II-26 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	㉠・b・c

評価所見

建物は年数が経過をしているが、屋内外は職員の努力により清潔に保たれている。遊具等も点検を行い、安全に使用出来るように努めている。年間指導計画、各月の指導計画等を作成し、年齢にあった基本的な生活習慣が身につくようにしている。一人ひとりが主体的に活動出来る環境を整備され、「絵本年間計画」「お散歩マップ」「自然マップ」等により、様々な体験が出来るようになっている。

評価対象Ⅲ 保護者に対する支援

1 家庭との緊密な連携

	第三者評価結果
Ⅲ-1 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	①・b・c
Ⅲ-2 家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	①・b・c
Ⅲ-3 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者との共通の理解を得るための機会を設けている。	①・b・c
Ⅲ-4 虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	①・b・c

評価所見

保護者に配布している献立表にレシピを紹介したり、給食のサンプルを展示し、親子で話題に出来るようにしている。「朝の受付簿」「連絡カード」等を基に日々コミュニケーションを取り、子育て支援を行っている。「早期発見のためのチェックリスト」「対応マニュアル」を基に、日々の送迎や保育の中で不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努めている。また「保育手帳」に記載されている「児童虐待防止法（抜粋）」を朝礼に読み合わせをし、確認している。

2 地域における子育て支援

	第三者評価結果
Ⅲ-5 子どもと地域とのかかわりを大切にしている。	①・b・c
Ⅲ-6 地域の福祉ニーズを把握している。	a・②・c
Ⅲ-7 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	a・②・c
Ⅲ-8 事業所が有する機能を地域に還元している。	①・b・c
Ⅲ-9 必要な社会資源を明確にしている。	①・b・c
Ⅲ-10 ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	①・b・c
Ⅲ-11 関係機関等との連携が適切に行われている。	①・b・c
Ⅲ-12 利用希望者に対して選択に必要な情報を提供している。	①・b・c
Ⅲ-13 保育・保育サービスの開始にあたり保護者等に説明し同意を得ている。	①・b・c

評価所見

地区行事への参加等、地域との交流は積極的に行われているが、災害発生時園児数に対して現有職員数で十分な対応が可能かどうか、地域住民の協力が必要ではないだろうか。保育園の有する機能の一つに「地域の子育ての拠点としての機能」がある。地域で子育て中の保護者に、子育て等に関する相談や援助の実施に関する情報提供が十分であるか検討を期待する。中学生の職場体験、高校生の保育体験の受け入れだけでなく、地域のボランティア団体の協力を得ることも必要ではないか。地域の小学校、子どもサポートセンター等関係機関との連携を図ると共に、地域の「まちづくり協議会」に参加している。市のホームページ、市内全保育園に掲載した入園案内、広報紙で情報提供を行っている。入園決定後に一日入園を実施し、その際

入園のしおりで保育理念や内容等について説明し、同意を得ている。

評価対象Ⅳ 保育を支える組織的基盤

1 健康及び安全の実施体制

	第三者評価結果
IV-1 緊急時（事故、感染症の発生時など）における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	①・b・c
IV-2 災害時に対する利用者の安全確保のための取組を行っている。	①・b・c
IV-3 子どもの安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	①・b・c
IV-4 アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	①・b・c
IV-5 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。	①・b・c

評価所見

子どもの安全確保の為に市共通の「緊急時対応」・「災害時対応」・「食物アレルギー対応」・「健康危機管理」マニュアルが整備され、毎週朝礼時には「緊急時対応」を全職員で再確認と話し合いを行い、「災害時対応」については消防署立会いのもと年2回の避難訓練と毎月の避難訓練を実施し共通認識を高めている。アレルギー疾患については入園面接時にアレルギーの有無を聞き取り確認し、毎月保護者に献立表の確認してもらい除去食チェックにより栄養士・調理員で確認し保育士にも共通確認されている。調理場、水回りは指定管理委託業者による衛生検査・調理員研修が定期的であり、さらに、衛生管理マニュアルをもとに資質向上と安全管理に努め衛生管理マニュアルも見直されている。

2 職員の資質向上

	第三者評価結果
IV-6 保育・保育サービスの質について定期的に評価を行う体制を整備している。	①・b・c
IV-7 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	a・②・c
IV-8 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善実施計画を立て実施している。	①・b・c
IV-9 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	①・b・c
IV-10 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	①・b・c
IV-11 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	①・b・c
IV-12 職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	①・b・c
IV-13 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	①・b・c

IV-14 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	Ⓐ・b・c
IV-15 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	Ⓐ・b・c
IV-16 実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取組をしている。	Ⓐ・b・c

評価所見

保育サービスの質について、保育所の自己評価を行っている。改善策については年2回自己評価チェックリスト使用し、さらに日々の保育の改善点を見出し、職員全体で話し合い、課題を明確にして改善策と共通理解を図り、月案の反映に努めている。人事考課については年1回人事評価表（成績考課・情意考課・能力考課）・自己申告書を提出して面接している他、施設長は年2回面接や専門分野職の相談窓口を設け職員の意欲を引き出している。職員の教育・研修については市共通の「研修会に望む姿勢」が打ち出されており、職員年間計画書により職員は様々な内外研修を受講後、会議や朝礼時に研修の発表を行い研修の成果を共有し実践に繋げている。保育実習生の受け入れは、市保育実習受け入れマニュアルにより、園の意向を伝えると共に実習生の意向をもとに計画的な学習プログラムを整備して取り組みをしている。

3 運営・管理、社会的責任

	第三者評価結果
IV-17 中・長期計画が策定されている。	Ⓐ・b・c
IV-18 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	Ⓐ・b・c
IV-19 事業計画の策定が組織的に行われている。	Ⓐ・b・c
IV-20 事業計画が職員に周知されている。	Ⓐ・b・c
IV-21 事業計画が保護者等に周知されている。	Ⓐ・b・c
IV-22 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取組を行っている。	Ⓐ・b・c
IV-23 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	Ⓐ・b・c
IV-24 子ども・保護者のプライバシー保護に関する規定・マニュアル等を整備している。	Ⓐ・b・c
IV-25 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	Ⓐ・b・c
IV-26 施設長自らの役割と責任を職員に対して表明している。	Ⓐ・b・c
IV-27 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	Ⓐ・b・c
IV-28 質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	Ⓐ・b・c
IV-29 経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	Ⓐ・b・c
IV-30 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	Ⓐ・b・c
IV-31 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	Ⓐ・b・c
IV-32 外部監査が実施されている。	a・b・Ⓒ
IV-33 保護者からの意見等に対して迅速に対応している。	Ⓐ・b・c

評価所見

利用者満足度向上のために、保護者役員会や行事の際には意見を聞いたりアンケートを実施するなど、保育反映に取り組んでいる。プライバシーの保護については、市個人情報保護法に基づき適性に取り組んでおり、職員は保育手帳に記載されている心得等を朝礼時に唱和して確認をしている。苦情解決の体制が整備されており入園時に苦情申出窓口の設置の説明と案内を配布してお知らせしている。施設長は事務分担表を作成して、自らの役割を明確にしており、職員全員に共通理解を図り質向上に努めている。事業経営として職場の状況を担当課に報告し、また、経営分析して予算策定時に、職員の意見を聴く場を設け改善すべき課題を知らせている。保護者からの意見を真摯に受け止め職員全体で解決策を見出し速やかに対応している。